

鹿児島県伊作和紙考

高 向 嘉 昭

1. はじめに

田布施木挽に阿多タンコ、日置カタメに吉利チンバ、伊作カンスッ（紙漉き）に永吉横ツラ（注1）……というように鹿児島には古くからその土地々々の特色をあらわすザレ言葉が沢山残されている。このザレ言葉に示されているとおり伊作（現在の吹上町）は昔から蒲生町とともに鹿児島県における二大紙漉きの里としてその名を馳せていた。しかし、それも昭和25年を最後に絶滅し、現在では町の歴史資料館に、かつて使用された紙漉きの道具のみが、過去の遺品として僅かにその面影を留めているに過ぎない。もっとも、その後昭和60年代に入って、町内での紙漉きを復活させようとする動きもないではなかったが（注2）、本格化するに至らず、再び現在では埋没状態に陥っている。

この伊作和紙（注3）は、明治36年1月に編纂された『伊作村是（坤）』の中で「本村の製紙は特有の重要産物にして本村輸出品中の最高たり故に製紙業の盛衰は村内経済に一大関係を及ぼす」と述べられているように、この地方にとって農業を除いた最大の地場産業であったとあってよい。その産業が、たとえ、いろいろな事情によるものであったにせよ、上述のようにその姿を失ってしまったことはまことに残念という他はない。

滅びゆくもの、あるいは滅び去ったものを懐かしむという、単なる懐古趣味からだけでなく、今日経済性や効率性を重視し優先するあまり、その多くが、急激に環境破壊や公害問題を引き起こしている近代産業の対極としての伝統産業を、この際改めて見直し、その復興を図ることもまた、場合によっては必要ではなかろうか。

2. 伊作製紙業の生成と展開

(1) 製紙業の起源

伊作和紙の起源については前掲の『伊作村是（坤）』によると「製紙業の起源は往昔日新公時代に興れり公は當代の明主にして貧困士族輩に産業を授けんと欲し斯業を興されしと云ふ」とそれを今から約450年ほど遡る島津忠良時代に求めている。

この日新公（注4）創始説は大正10年日置郡役所編の『日置郡誌』にも継承され「薩隅ノ戦亂ヲ平ゲテ民ヲ悲惨ナル修羅叫喚ノ中ニ救ヒタル日新公聰明ノ天資ヲ以テ能ク儒佛一道ノ精髓ヲ得教化ヲ布キ文武ヲ勵マシ幾多ノ英主賢臣ヲ輩出セシメ伊呂波教訓歌ヲ作りテ士道ノ眞髓ヲ説キ以テ長ヘニ敦厚忠實ノ美風ヲ涵養セシメ農工ヲ勸奨シ屯田ノ法ヲ布キ本村薄祿ナル武士ノ爲ニハ特ニ製紙業ヲ創始サレ（後略）」と記述されている。

ただし、この日新公創始説は、『鹿児島県史』の中には見当たらない。すなわち『県史』

では「天文十四年加世田・阿多堺の大河に長橋を架して交通に便し、その他殖産上には、猶ほ加世田の鍛冶・阿多の桶屋・田布施の木挽・永吉の大工は日新斎の奨励に始まると口碑に傳へられ（後略）」とあるだけで伊作の紙漉きのことは記載されていない。

日新公創始説については、当時の島津分国内における次から次への戦乱状態の中で農民はともかくとして、果たして武士がおちおちと紙などを漉いていられたか、あるいは、貧困士族というが、そのような概念が当時確立していたか、武士と農民とは明確に分離していたか等々多くの疑義が残るが、口碑ということでここでの深い詮索は取り止めることにするが、ともかく、かなり古い時代から紙漉きの業が行われていたことは否定できない事実である。

(2)技術の改良普及と専売制の実施

その後寛文年間（1661～1672年）に大村より牧田甚四郎なる者を製紙抄造の教師に招聘し斯業の普及傳習が圖られ（注5）、紙漉業は村内の有力産業として益々その充実度を加えていったと推量される（注6）。

さらに下って元禄の初年（1688年～）旧藩庁はこの製紙業に対して楮蔵および雑紙蔵（注7）と称する2個の藩庫を置き藩内の楮皮は全てこの蔵に納めさせた。また、その楮を斯業者に交付し製造した紙も楮皮と同様に凡てこの庫に納めさせた。一旦蔵に納めさせた後藩庁より一般の人民に払い下げをするというように、この時以来、藩の紙に対する専売制が実施されるようになったのである。この専売制度により製紙業者はその抄造した紙の一つ一つについて藩の検査を受けることになり、ために粗製乱造の弊害を生ずることなく、価格も一定して世の声価を博し、伊作紙の称を得るに至ったのである（注8）。

(3)明治時代における粗製乱造とその対策

上記した藩による専売制度は明治新政府の出現によって同6年（1873年）に廃止され、以後は藩の監督保護を受けることなく自由に抄造・販売が可能となった。しかし、この自由営業は製紙業者をかつてのような束縛から開放したが、反面、それが禍して逆に粗製乱造の弊害をもたらすこととなった。長年にわたって折角築き上げてきた声価と信用を失墜させ、伊作製紙業を窮地に陥れることになったのである。当然のことながら、販路は縮小し、一か年の生産額もわずか5,000円になるというように、そのまま放置すれば自然衰滅は免れない状態となった。そこで、それを憂えた村の有志たちは明治16年高知県より教師を招き、抄紙技術を改良し、同年さらに製紙組合を組織し村内の製紙業者を網羅し原料の購入、製紙の販売を取扱うようにしたが、時運未だ味方せずとでもいふべきか、同18年暴風雨に会って、この組合は解散せざるを得なくなった。

しかしながら、製紙業の盛衰は村経済に多大の関係があるため、明治28年村立実業補修学校（注9）を設立し、これに製紙の一科目を加え、再び製紙教師を高知県から招いて実地に抄造の法を受けるようにした。こうして、後継者の育成と技術の改良発展（注10）を図り、悲境に喘ぐ製紙業の挽回に可能な限りの努力が払われて行ったのである。

次いで、明治31年再び製紙組合を組織し、巡回教師を置き紙質の改良を計って奨励したので漸く産額も増加し、村経済に明るい見通しが得られるようになった（注11）。

とはいっても、なお、此の業に従事する人々の多くは貧しく、いくらかの資産を有する者はまだ少数に過ぎなかった。そのため、原料他一切の抄造物資を商家に依存・借用しなければならず、当然機具の改良をしようとしても意のままにはならなかった。機具の改良を行えば、1日の抄造高も旧機具では半紙10束（1束＝200枚）が精一杯であったものが、改良機具では14束と4割増の産出が可能となり、また、紙質も向上するため従来1束14銭であった価格が16銭になるなど、その利益は計り知れないものがあった。

そこで、こうした事態を打開するため、製紙業者に貯蓄が奨励され、また、製品の検査を行うことが強く求められたのである（注12）。

(4)同業組合の結成

粗製濫造を排し、原料の共同購入、製紙の販売、あるいは抄紙技術改良のために製紙組合が結成されたことはすでに述べたとおりである。

もともとわが国では明治初年の株仲間解散令によって、封建的ギルド組織から解放された小商業や家内工業者による粗製濫造や濫売などによって、明治14～15年頃には各地の在来産業は没落に瀕するような深刻な問題を引き起こしたのである。このような事態に対して明治政府は明治維新以来の放任主義を廃し、「旧時ノ慣習ニ拠リテ之ヲ団結セシメル」ため、同業組合の制定を積極的に主張した（注13）。こうして明治17年「同業組合準則」が農商務省によって全国の府県に通達され、これに基づき、いわゆる準則組合なるものが各地に設立されたのである。

しかし、この準則組合は法律によらず、一片の通達によって結成されたものであったため、法的背景がなく、非加入者に対する制裁の方法を欠き、その性格は任意組合にとどまった。従って、実質的には加入脱退は自由に近く、粗悪品の取締りも所期の目的達成にはいたらなかった（注14）。そこで、明治政府は明治33年（1900年）に「産業組合法」を制定し、これらの事態打開を図ることにしたのである。

伊作村ではこの「産業組合法」によって明治40年（1907年）に「製紙業信用組合」（注15）が結成され、認可を得てから爾後、一層製紙業の奨励が強められることになった。さらに、県費の補助を受けて原料叩解機（ピータ）を設備し、機械力を応用して人力を省いた。また製紙研究伝習所を設置し、稲藁、桑皮、雁皮、三椶等を用いて抄造する方法を教え、明治44年8月からは検査員を常置して製紙の検査を行い、粗製濫造を防ぐなどして伊作紙の信用を博したのである（注16）。

(5)県内他地域への技術の伝播

蒲生と並んで県下にその名を馳せた伊作和紙は、当然のことながら、各地域へ紙漉きの技術を伝播させて行った。そこで、次に諸史料を基にしながらその跡を辿ってみることにしよう。

① 川辺町

まず、近いところでは隣接の川辺町である。ここでは、「川邊，勝目では紙の需要が多かったにもかかわらず，ほとんど町外から移入していた。そのなかで今田では藩政の終りごろから楮や藁を原料にして和紙を作っていた。これは伊作の業者に師事して技術を習得したもので平山にも伊作から紙すき業者が来て工場を開いたこともある。」と『川辺町郷土史』の中で述べられているように紙漉業者の2男3男が教師かたがた技術の伝承者としてこの地方へ出かけて行き，後には「南薩では伊作紙が有名であったが，今田紙は伊作紙と並び称される」ほどにまで成長して行ったのである（注17）。

② 加世田市

川辺町に隣接する加世田市においても，後に述べる伊崎田紙の項でこの加世田地域からの技術伝承者の名が見られるところから，当然それ以前に伊作からの技術移転がなされていたことは明白である。

③ 大根占町

天保14年（1843年）に編纂された『三国名勝図会』の中に，大根占，小根占，田代，佐多の各地域で紙が漉かれていたとの記述がある。

もともと薩摩藩での本格的製紙の始まりは，注8の所でも触れたように，宮之城の領主島津図書頭久道が島津本家の家老に就任し，殖産興業の一環として製紙の振興を計り，その政策に従って，製紙に適した好条件（清流地域と労働力）の場所である蒲生・樋脇・伊作・高岡の4ヶ所を選定し，松岡美濃・弥寝清雄の両紙漉師をして各地の漉場の技術指導にあたらせてから（注18）というのが通説のようである。従って，大隅半島南端のこの地域で製紙が行われるようになったのも恐らくそれ以後のことであり，そして，次のような事情でこれら4ヶ所，中でも伊作地域から技術の移転がなされたものと思われる。

藩政時代，薩摩藩では「庄内移り」（しょねうつい）あるいは「人配」（にんべ）と呼ばれる制度があった。これは，薩摩半島（いわゆる西目地方）は土地が狭く，従って土地を基盤に成立していた郷土制度や門割制度ではしばしば過剰人口に悩まされていたので，これらの地方の2男3男を土地の広い日向，大隅の方へ簞などによって強制移住させていたことをいうものである。農業はもちろん，その他の鍛冶屋，大工，石工，桶結び（タンコ），木挽，むしろ織，染物屋（くやどん），酒杜氏，荷かたげ，瓦焼，紙漉きなどの技術者も移住あるいは季節労働者としてそれぞれの地へ渡って行ったのである（注19）。

こうした人配によって伊作から大隅半島南部地域へ紙漉きの技術が伝播されたものと思われるが，あるいはまた，紙の専売制度拡充・強化のため，藩当局が政策的な見地から積極的にこの地方への技術移転を図った，ということも一つの理由として考えられる。

藩政時代から下って，明治以降においても，伊作との関係を見ることができる。昭和43年の池田小学校の調査によると，大根占における最後の抄造者であった古垣正助氏は安政6年（1859年）日置郡伊作町の生まれ，88歳で，昭和20年に死亡した人であるが，同氏は

大正5, 6年頃まで、茶煎り紙(生茶を煎るときに使用)、障子紙、塵紙などをこの地で製造していたということである。(注20)

④ 鹿屋市

鹿屋市でも、「伊作からの移住者の後で、高隈で紙漉きをしていた人もあった」との記述が『鹿屋市史』の中に見えている。なお、この地方は原料の楮は多かったが、産業としての紙漉きは究極的には成り立たなかったようである(注21)。

⑤ 有明町

有明町の「伊崎田紙」と称されるものも伊作和紙の流れを汲むものである。

吹上町の郷土史家池田政和氏の調べでは明治22年、前述の「庄内移り(人配)」によって伊作村から宮内甚之丞、福元助四郎が、続いて明治23年加世田村から鮫島巳之助が伊崎田山之口の地に移住して紙漉きを始めたとされる。当時は貧苦の生活から抜け出すために新天地を求めた土族の若者達が、色々な職種の技術者として「島向い」(いわゆる大隅半島)に渡って来たことはすでに述べたとおりである。

さらに、後年当地で紙漉業をした松山和男は、伊作村上田尻の出身であるし、また大正12年頃、伊作村多宝寺の田藤正次郎が一時紙漉きの指導で伊崎田にやって来たこともある。その他、定七、清という紙漉きが季節労務者として伊作からやって来て紙漉きの指導をしたということである。

要するに伊崎田の製紙業は、その豊富な楮の産地に明治22年頃、上述の伊作村多宝寺の郷土宮内甚之丞、福元助四郎という二人の若者が生活をかけて移住し、伊作紙製法の技術を伝えたことから始まったのである(注22)。

(6)大正時代から昭和初期にかけての製紙戸数の減少

すでに述べたように、薩摩藩は紙の専売制を実施するに当たって、藩内数カ所に紙座を置き、楮の収納や製紙事務をとらせた。ここを楮蔵(かじぐら)と称し、製紙は御用紙または蔵紙といった。製紙の原料である楮は各人の石高に応じて一定量を毎年上納させ、維新前後は高1石につき楮520匁の規定であった。

こうして上納された楮は伊作紙漉きに交付され、製紙を行わせたが、これら紙漉きに従事する戸数は600余戸に指定されており、新規就業の者はこの指定人名義で取り扱われるようになっていた。しかし、維新前後において実際に紙漉きに従事していた戸数は300余戸に過ぎなかった(注23)。

300余戸に過ぎなかった、とはいっても後の時代からすれば、なおそれは多数であり、幕末から明治末年までは伊作和紙の抄造史上その全盛時代といってもよく、第1表で見られるように常に300戸以上の戸数を擁していた。

ところが、大正時代に入ると、製紙戸数は徐々に減少し始め、昭和の初期年代においては往時の1割前後へと急減して行った。さらにその後の昭和10年代は、この時期に関する記録がないので正確なことは言えないが、それまでの経過から見て恐らく消滅寸前の状態

ではなかったかと推量される。

第1表 年次別製紙戸数及び職人数

年代	製紙戸数	職人数	年代	製紙戸数	職人数
明30	600		昭3	27	54
36	390		4	27	53
40	335	672	5	29	57
43	318		6	40	90
大5	258		7	40	80
6	220	709	25	30	30
7	218	298			
8	216	490			
9	172	317			
10	171	313			

(資料) 鹿児島県日置郡役所編『日置郡誌』、県立伊作高等女学校編纂『伊作郷土誌』および辻正徳『紙漉き調査資料』より作成。

(注) 資料の都合で、明治から大正にかけての数字は伊作村単独のものではなく、日置郡全体のものである。従って、伊作村の実数はこれよりも若干少なくなる。どの程度少なくなるかは、例えば大正10年における日置郡内の製紙戸数と職人数が次のようになっているので、これから、おおよそのところが推測できる。結果的には、日置郡内の製紙業は殆ど伊作村によって担われていたということである。

	製紙戸数	職人数
伊作村	165戸	297人
東市来村	3	9
上伊集院村	3	7
計	171	313

なお、昭和3年の農林省農務局「手漉和紙に関する調査」によれば同年度伊作町においては従業戸数は34戸(杉村清一著『和紙の旅(4)鹿児島県編—紙漉の里を訪ねて』昭和59年、5ページ)となっており、上の表とは違っている。どちらが正しいか、筆者には今のところ不明である。

(7)戦後の製紙事情

戦後のわが国は復員軍人や外地からの引揚者によって人口は大きく膨らんだが、それを迎え入れる社会や経済は、かつて経験したことのない混乱とどん底の状態にあった。それだけに、殆どの家庭が食うことのために何としてでも職を求めなければならず、また、欠乏した食糧を得るために寸尺の地を求め耕作するという状態であった。伝統を誇る手漉和紙の製造や、販売もその一つとして取りあげられたことはいうまでもない。当時はあらゆる物資が不足し、紙も同様に障子紙、温床紙、下張紙、塵紙と何でも作れば売れ、いくらあっても足りなかった(注24)。製紙業者にとっては、ある意味で恵まれた時代であったといえよう。ここ伊作地方でも、このような状況の下で製紙戸数は30戸へと復活して行った。

しかし、こうした恵まれた時代も束の間で、主として税制改革による物品税の課税によるが、昭和25年を最後にこの地方から紙漉き業者の姿は見られなくなってしまった（注25）。

3. 和紙製造業衰滅の原因

以上見てきたように、戦後一時的に盛り返しはしたものの、藩政時代から明治年間にわたって、常に300以上の戸数を数えた製紙業者が、それまでの長い年月に比較して、大正末期から昭和年代の僅々2、30年の間にこのような急滅の道を歩み、遂には昭和25年を最後としてその姿を消してしまったのは一体何故なのか、どのような理由が存在したのか、といったようなことを次に考えてみることにしよう。もっとも、それらはいずれも伊作和紙のみに特有のものではなく、県内の、ひいては全国の和紙製造業の多くに当てはまることではあるが。

(1) 機械生産の影響

明治38年高知県で初めてわが国における和紙の機械生産が始められたが（注26）、この機械による和紙は製紙技術の向上によって殆んど手漉きのものと変らない製品を生産できるようになった。また、相次いでその増産が計られた結果、当然のことながら本県にも多量のものが送り込まれ、価格も手漉和紙に比べ安かったので、競争上完全に優位を占められてしまった。手漉和紙はこうしたことによって重大なる転機を迎え（注27）、遂に衰退の憂き目を見ることになったのである。

(2) 税金課税

戦時中から終戦後の一時期、紙は正に翔ぶように売れた。生産が需要に追いつかず、かなり収入をあげた人も多かったが、一方、戦後の税制改革で物品税を納入しなければならなくなり、業者にとって新たな税負担が生じた上、時には徴税のため税務署の手入れが行われるようなこともあった（注28）。こうしたことが紙漉き業者に多大の不安を与え、廃業する者が後を絶たなかったという。

(3) 労働の苛酷さと低賃金

手漉和紙は楮を煮て川晒しをしたり、苛性ソーダで煮たり、叩いたりして漉き上げ、また、乾燥、裁断など非常な手数を要する仕事である。家庭産業でありながら、こうした多くの手数を要するので、容易に能率の上がらない（注29）のが実情である。

能率の悪さに加えて、手漉和紙の生命を左右するのが他ならぬ水であることが、また、製紙離れの一原因となる。清冽な、しかも、冬の厳寒時の水が和紙の価値を一層高めて行くのであるが、そうであればあるほど紙を漉く者にとって、それは生なかな忍耐力では忍び得ない辛い仕事である。

他に有力な産業がない間は生計を支えるためにどんなに辛くてもそれに従事せざるを得ないであろうが、これに代わるものが現れたとき、いくらかの未練を残しつつも、あるい

は、全く何の未練もなしに転職して行くことは当然のことといえよう。

さらに、こうした苛酷な仕事であるにもかかわらず、その賃金の安さが、製紙離れに一層の拍車をかけるものとなる。

大正9年における県内諸職の賃金が『鹿児島県史』に掲載されているが、それによると紙漉職の賃金は下記のように決して良いものとはいえず、当時の最高給を得ていた「製茶男工」に比べると約半分程度にしか過ぎない。諸職の中でもむしろ、最下位に近い低さである。

	紙 漉 職	製茶男工
上	日給 1.60円	日給 3.00円
中	1.20	2.20
下	.80	1.50

資料：『鹿児島県史』

(4)後継者難

どのような産業・職業でもそうであるが、若い労働力がなければ進歩は望めないものである。伊作和紙の場合もすでに述べたようにこの後継者、とくに若い後継者の育成に多くの努力が払われてきた。しかし、製紙業者の殆どが零細業者であり、近代的産業が発達するにつれ、それとは裏腹に社会的にも経済的にも将来性は一層見通しの暗いものとなっていった。

さらに上述のような労働の苛酷さと賃金の低さが加わって此の業への就業者が減少していったことは明白である。

(5)製品の品質

伊作和紙の場合、その製品は半紙、障子紙、塵紙などの生活関連の一般用品が全てであった。明治から大正にかけての年代は、まだこうしたものの需要が多く、十分に営業を維持することができたが、昭和の年代に入って、人々の生活様式は和式から洋式へと急速に変化し、近代的機械生産の製品が、それまでの手工業的商品に取って代わった。筆と墨の代わりにペンとインクが、障子や襖に代わって木製のドアやガラスが、といったように、いわゆる「近代化」が進んで行った。当然手漉和紙はその影響を強く受け、衰退の道を辿らざるを得なくなったのである。

このような時代的進展の中で、現在わが国に残っている和紙産地は大なり小なり美術的、芸術的、工芸的あるいは趣味的などの特殊性を主張し、またそのような方向へ転換して行った所が多い。こうしたものを欠いたことが伊作和紙の衰退を早めたといえよう。

(6)産地販売機関の欠如

一般的にいて伝統産業や地場産業では商業資本の果たす役割は極めて大きいものがある。それは単に工程管理や生産組織のオルガナイザー（組織者）としての役割にとどまら

ず、消費者のニーズを観察し、先取りして商品を企画開発し、それに必要な加工業者を造出するというプロモータ（推進者）としての任務を担っているからである（注30）。

もともと、かつての伊作和紙に見られたように、伝統産業は特定の地域に多数の中小零細企業が集団をなして立地しているケースが多く、それには原料の立地、生産技術上の関連性、労働力の存在のほかに、産地のブランドを利用した有効な販売が可能だということに基づいている。すなわち、有力な商人がいるとか、交通の要衝にあるとか、商品の集荷地であるとか、江戸時代の藩主の保護育成政策によるとか、いずれにせよ、販売面での有利な条件が産地を生み、これを存続させてきたのである（注31）。逆に言えば、こうした条件が乏しく、また、変化し消滅した時に、産地は衰退の道を歩まざるを得なくなるのである。

戦後の伊作和紙はその販売を行商や地元の小商人に依存し、有力な問屋資本を欠いていた。もちろん問屋資本は両刃の剣的性質を有し、良い方に働けば上述のように地域の産業を育成強化する方に働く。しかし、一面においてはかつての前貸資本に見られたように、下職としての生産者を収奪する方向にも作用する。鹿児島県で唯一専門の紙漉業者である野村正二氏は「鹿児島の紙問屋に地元の伝統工芸を育てる気持ちがなかった。それどころか、かえって零細な足もとを見られ買いたたかれてきた」と問屋への不信を露わにされている（注32）。

こうした、問屋の圧力を回避しようとするれば、福井県今立町を始め各地に見られるような組合組織による販売機関を設立するというのも有力な一方法である。

いずれにせよ、かつての伊作和紙は既に見てきたように、藩の専売制の下でその販売は保証されていたし、また明治期においても組合による共同販売が行われていた。しかし、大正、昭和期では、こうした有力な販売機関を欠き、行商や小商人のささやかな販売努力にまたねばならなかったことが、早晩衰退の運命にあったとはいえ、その時期を早めたことだけは確かである。

4. 町内における経済的地位

以上のように展開し消滅して行った伊作和紙であるが、これが産業として町内でどのような経済的地位を占めていたか、次にそれらを検証してみることにしよう。

(1)生産額

明治36年に編纂された前掲『伊作村是（坤）』の中に「本村の製紙は特有の重要産物にして本村輸出品中の最高たり故に製紙業の盛衰は村内経済に一大関係を及ぼす者なるを以て今村内製紙の現況を知らんが為め生産高原料高他販出高原料仕入高原料生産高村内使用高等を記して参考に資せんとす」ということで一連の表が記載されている。いまその中から、まず生産関係について見てみると第2表の通り、かつて粗製濫造による信用の失墜から一時5,000円にまで落ち込んでいた年間生産額は、その後の努力によって10万円を上回る程に増加している。これは、当時の紙漉戸数が390戸であるから、平均すると1戸当たり年額261円

53銭8厘の収入ということになる。当時としては決して悪くない金額だったろうと思われる。

第2表 生産高

種 目	数 量	単 価	総価格
半 紙	206,000束	28銭	57,680円
百田紙	71,800	325厘	23,335
塵 紙	349,750	6 銭	20,985
計	412,000束	25銭	102,000円

資料：『伊作村是（坤）』

（注） 現在残存している『伊作村是』は完成本ではなく、草稿段階のものであるため、かなりの箇所で文脈の乱れや、数字の間違いがある。従って、この表および以下の表では原本のままではなく、筆者が前後の関係から正しいと思われる数値に改めたものを記載することにした。

ところが、上述のように明治年間10万円を越えていた生産額も、昭和年代に入ると第3表のように急減してくる。すでに見た製紙戸数の減少と関係していることはいうまでもない。一戸あたりの平均生産額も昭和3年で343円96銭，4年では246円30銭，5年231円38銭と次第に減少し，その後盛り返してはきたものの，6年425円75銭，7年でも429円50銭にしかない。明治の30年代から昭和の初期までの間にはかなりの物価上昇があり，諸生産物の価格もそれだけ騰貴している筈であるから，物価上昇分を差し引けば実質収入は低下したことになる。

第3表 昭和3～7年の生産高 (単位：円)

	百田紙	半 紙	障子紙	塵 紙	計
昭3年	950	7,293	600	445	9,287
4	950	4,950	300	450	6,650
5	900	4,486	350	385	6,710
6	1,130	7,225	1,590	6,980	17,030
7	936	8,760	1,187	6,237	17,180

資料：県立伊作高等女学校編纂『伊作郷土誌』

（注） 1. 中津，宮内，野首，小牧の製紙内容と金額および総収入額である。
2. 各年の「計」はこの表のものだけを合計したとすれば次の（ ）の中のものにならない。

昭和3年	9,287 (9,288)
4	6,650 -
5	6,710 (6,121)
6	17,030 (16,925)
7	17,180 (17,120)

3. 本文中の1戸あたり平均生産額は原文の数字によって計算した。

(2)生産比重

前掲『伊作村是（坤）』と同時期に編纂された『伊作村是（乾）』によれば、当時伊作村から村外への物産移出総額は194,572円74銭7厘ということであり、その中の51%に相当する99,184円36銭はこの紙で占められていた。このことによっても、その重要性が認識される。

また、移入額においても、総額196,436円44銭2厘中の約4分の1（23.7%）に相当する46,638円56銭は楮を始めとする製紙原料であった。

しかし、こうした重要産物であった和紙もその後の昭和11年～13年までの「鹿児島県日置郡伊作町現勢一覽」によると、次の第4表、第5表のように比重的には往年の勢いをなくしてきている。すでに述べた製紙戸数の減少と抄造数量の減少によるものであることは明白である。

第4表 産業別、年次別生産額

	昭和11年	12年	13年
農 業	951,628円	1,081,725円	1,081,535円
養蚕業	97,560	108,844	108,869
畜産業	82,600	91,500	89,700
水産業	8,580	8,617	8,527
林 業	122,788	153,237	153,480
工 業	69,721	68,327	67,892
合 計	1,332,877円	1,512,250円	1,510,303円

資料：「鹿児島県日置郡伊作町現勢一覽」

第5表 工業の種類別、年次別生産額

	昭和11年	12年	13年
和 紙	15,170円	16,115円	15,928円
瓦	11,882	19,708	8,860
菓 子	12,200	13,080	13,120
澱 粉	13,405	16,100	16,100

資料：「鹿児島県日置郡伊作町現勢一覽」

(3)原料調達

先に第2表で伊作和紙の生産額が102,000円であることを述べたが、もちろん、この額はそのまま村内の純益を表すものではない。原料購入分を差し引かねばならないからである。それについては、今のところ一応保留しておき、製紙に使用される原料がどのように調達

されていたかを次に見ておくことにしよう。

製紙で使用される原料は、楮、藁などを始めとして他に数種類のものがあり、明治30年代中葉の資料を基にして、その内訳を示したのが第6表である。この中、主原料である楮

第6表 使用原料の種目等

種目	数量	単価	総価格
楮	70,000貫	350厘	24,500,000厘
藁	105,000	110	11,550,000
曹達	21,666磅	660	14,299,560
晒粉	72,200磅	700	50,540,000
反古	600貫	300	1,800,000
糊	72,000貫	40	2,880,000
薪	23,000立	150	3,450,000
計			109,019,560厘

資料：『伊作村是(坤)』

は、もちろん村内でも生産されていたが、それは必要総量の1割にも満たず(第8表)、残りの大部分は域外からの購入に俟たねばならなかった。主として県内で最も生産量の多い宮之城方面から移入され、これに加えて加治木、志布志などから年間6万3,500貫(約238トン)のものが移入されていた(第7表)。

この楮とは反対に藁の場合は村内での調達量が多く、全体の8割以上は農閑期に農家の

副業として馬の背に積んで売りにくる「つみ藁」(藁の中から節を除いたもの)で充当していた。

第7表 他地域より買入れの原料

種目	数量	単価	総価格
楮	63,500貫	350厘	22,225,000厘
藁	18,000	110	1,980,000
曹達	21,666磅	660	14,299,560
晒粉	72,200磅	700	50,540,000
反古	600貫	300	180,000
糊	32,000貫	40	1,280,000
計			90,504,560厘

資料：『伊作村是(坤)』

第8表 村内産出の原料

種目	数量	単価	総価格
楮	6,500貫	350厘	2,275,000厘
藁	87,000	110	9,570,000
糊	40,000貫	40	1,600,000
計			13,445,000厘

資料：『伊作村是(坤)』

カセイソーダや晒粉などの薬品は鹿児島市の薬品会社や福岡市内の薬品会社からドラム缶で購入し、木糊は桜島に自生しているものを殆ど桜島から、また、薪は近くの業者から購入していた(注33)。

このように調達された原料の金額を生産額から差し引いたものが、いわゆる付加価値である。前掲の第2表と第6表から単純に計算すると、それは39,466円44銭と約4万円近くのもものが得られる。他の資料がないので正確なことは言えないが、村内生産物の付加価値額中相当の部分を占めていたことは間違いない事実のように思われる。

(4)製品の販売

町内最後の製紙業者の一人であった寺原裕氏談によると「藩政時代は製品はすべて紙蔵に収めていたが、廃藩以後は自由営業となったので、自分で製品を町内外の紙屋に持って行って卸した。私の祖父（次右衛門）は川辺方面に泊まりがけで売り歩いてたし、また、他町からは行商人が入って来て買いつけの製紙業者から紙を買い、それを売り歩き、遠くは宮崎県、沖縄県にも少量ではあったが、販売していた（注34）」ということである。

また、昭和8年に県立伊作高等女学校が編纂した『伊作郷土誌』でも「販賣法は資本主或ひは鹿児島、川内等の商人に賣却する者あれども主として個人販賣となす。前記の他に隣縣宮崎、沖縄等にも少量の移出を見る（注35）」とあるところから、例えば問屋資本を通じて決まったルートを流通するような機構の存在はなかったようである。

なお、明治年代に遡るが、当時、生産された紙の殆どは当然のことながら地域外へ移出され、村内での使用量はわずかであった（第9表、第10表）。

第9表 地域外への移出額

種目	数量	単価	総価格
半紙	200,626束	280厘	56,175,280厘
百田紙	69,113	325	22,461,725
塵紙	325,787	60	19,547,220
計	415,526束		98,184,225厘

資料：『伊作村是（坤）』

第10表 村内における製紙使用高

種目	数量	単価	総価格
半紙	5,374束	280厘	1,504,720厘
百田紙	2,687	325	873,275
塵紙	23,963	60	1,437,780
計	32,024束		3,815,775厘

資料：『伊作村是（坤）』

5. 復活の見通しとその要件

一度消滅したものを復活させるのは困難である。まして況や産業として再現させるのは至難の技といってよい。しかし、産業としてではなく、その地に永く伝わってきた一つの文化として復活させ、後代に継承していくことは現代に生きるものの、また、その世代に消滅させてしまったものの果たさねばならない責務ではなからうか。とくに、技術保持者が存在する間にこそ、それは急がねばならないように思われる。

こうした見地から、吹上町における手漉和紙工芸の復活について今後の見通しとその要件を極簡単にではあるが、探っておきたい。

先ず復活についての見通しはかなり困難を伴うと思われるが不可能ではなからう。しかし、そのためには行政の援助はもちろん、町内あげての支援が必要である。個人企業としての経営は将来はともかくとして、今のところは見込み簿といわなければならない。

復活に至る重要な要件はいうまでもなく需要の存在である。一般的な需要は差し当たって広く望めそうにないので、まず第1は、身近なところからその輪を広げて行くことである。極めてありふれたタイプではあるが、県内外の他の各地で行われているように、町内小中学校あるいは高等学校も含めて、各種の学校の卒業証書を生徒それぞれに渡させ自己のものにさせることが一つの有力な方法として考えられる。

第2は、この方法をいま少し拡張し、例えば福井県今立町が紙漉き体験学習施設として設立した「パピルス館」（行政的には「農業特産物研修センター」）のようなものを吹上浜運動公園付近に建設し、同公園やその周辺に存在する国民宿舎の「吹上砂丘荘」、吹上キャンプ場あるいは薩摩湖等を訪れた観光客や利用客に料金を徴収して紙漉き実習（色紙抄造）をさせるといのもまた試みられてよいのではなからうか。

第3はこれも、栃木県烏山和紙産地等で行われている「ちぎり絵」や「紙細工」教室類似のものを編成し、参加者に紙の手漉きとともに抄造紙を用いたカルチャー活動を展開して行くこともまた復活の有力な一方向として考えられる。

第4は、吹上町という一行政区域を離れて、広く県全体の立場から、たとえば熊本県人吉市や大分県湯布院町等に見られるテクノパーク式の展開を図ることである。和紙だけではなくすでに滅失してしまったもの、あるいは衰亡の危機にあるもの、さらには現存する県内の伝統工芸技術を一堂に集めて見学・体験の場として提供し、あわせて保存を図ることが、今後必要ではないかと思われる。

その他衆智を集めて、こうした伝統的地場産業の回復や維持発展を図ることが、近代化という名の下に、古くから続いてきた誇りある技術を滅亡の地に追いやったわれわれの果たすべき責務であり、また、課題ではなからうか。

(注1) 「田布施木挽に阿多タンコ」の阿多タンコとはこの地域にタンコ、すなわち桶職が多かったことを意味している。同様に日置カタメは目の不自由なというのではなく、荷物を担ぐことを鹿児島弁で、荷

物をかためるというが、日置の人には鹿児島島の港湾荷役に従事する労働者が多かったことから、「日置のカタメ」というざれ言葉が生まれたのである。また、吉利では一年中、日置瓦の製造に必要な薪を馬で運んで、賃金をもらって生活する人が多く、その馬を賃馬(チンバ)といたので、吉利チンバとなり、永吉では蔓ものを作る職業の人が多かったところから永吉横ヅラと唱えられるようになったのである。(『鹿屋市史(上巻)』471ページおよび『日吉町郷土誌(下巻)』225ページ。)

(注2)「昭和60年度の町青年教室の主題として伊作紙が取り上げられ、技術を伝えていた寺原裕さんに習い同年秋35年ぶりに復活させ、翌61年2月16日に行われた青年祭の折り、同町中央公民館で町民に手漉きの技術が披露された。」と昭和61年2月19日付け南日本新聞は報じている。

(注3) 現在、和紙の製法には手漉きによるものと、機械漉きによるものとの二通りがあるが、以下特別に断らない限り手漉き和紙を意味するものとする。

(注4) 日新公とは島津忠良(1492~1568年)のことで、忠良は晩年、日新齋と号したところから後代日新公と尊称されている。

(注5) 『伊作村是(坤)』

なお、この牧田甚四郎はその出身地である大村の牧田家位牌には善四郎と記録されている。また、その墓は現在吹上町内の多宝寺跡に存在している。

(注6) 紙座掛がおかれ、入来に楮倉が出来ると藩内の需要を充たし、遠く肥後表迄も紙の行商に行ったと伝えられている。製紙業は伊作郷の財政を余程ゆたかにしたものらしく、土蔵を建立した人等も現れた(『吹上郷土史(下巻)』204ページ)ということである。

(注7) 藩の楮蔵に上納する蔵紙以外の残漉、自業の製紙は自由売買を禁ぜられ、一旦必ず指定の蔵に収納せしめられた。これを雑紙蔵という(『蒲生町郷土誌』273ページ)。

(注8) 『伊作村是(坤)』

なお、『蒲生町郷土誌』では「今を去る三〇〇余年前の正保二年(1647年)宮之城主島津図書頭久道が入って島津本家の家老となり、一意専心藩政の改革に当り殖産工業の振興を企劃した。即ち、藩内各所に楮蔵(公式には紙座と云う)を設置して、藩の御用紙を漉かしめ、又別に雑紙蔵を置いて、藩民の自業紙を漉かしめ、所謂統制製紙の法を創定したのである。」と述べて統制製紙の法が制定されたのは『伊作村是(坤)』や『吹上町郷土誌(現代編)』に記述されている元禄初年よりもかなり早い年代となっている。伊作における楮蔵等の設置もこの蒲生町郷土誌の年代に従うべきではなかろうか。仮に、違うとしても専売という制度の性格からそう大きな隔たりは無かったのではないかと思われる。

(注9) この学校は、その後明治35年に組織を変更して乙種程度の実業学校となり名前も伊作農学校と改称されたが、大正7年3月に廃校となった。なお、明治44年頃のものとして推定される統計記録によると、創設以来の卒業生の数は次表のように製紙関係者が最も多く、初期の目的を十分に果たしているのが明白である。

職業別	人員	職業別	人員	職業別	人員
農業	85	丁稚	17	大工	8
製紙業	45	左官	4	石工	4
紙漉職工	47	軍人	2	教員	5
木挽	7	官吏	1	雑	2
商業	3	学生	4	合計	234

資料：『吹上町郷土誌(現代編)』36~37ページ。

(注10) 紙の奨励や改良を促進するために、「伊作村興産会」(設立年不明)なるものを設立した。その活動の一例として女子職工を養成するために製紙の講習会を30日間ずつ2回実施し、これに要した経費はすべて村費でまかなった(辻 正徳『紙漉き調査資料』昭和60年)、ということである。

- (注11) 『伊作村是(坤)』。鹿児島県日置郡役所編『日置郡誌』大正11年、173ページ。『吹上町郷土誌(現代編)』36ページ、223ページ。
- (注12) 「製紙業者は貧困なる故機具改良の費用を支払ふこと能はずために其普及の速ならざる所以なり由て蔽に貯金を奨励し改良機具を購はしめ且原料を商家より借るには己れの製したる紙を自由に販売するを得ず必ず金主たる商家に売らざる可らざる約定なれば随つて製紙業者の得べき利益も商人の爲め殺るる事情あり故に資金を貯蓄せしめ原料を随意に購求し製紙も自由に販売し商家の一手売買の羈絆を脱せしめざるを得ず然らざれば一般改良の目的を遂ぐる事難し」と『伊作村是(坤)』では製紙業者への貯蓄奨励の必要性を強調している。
- また、製紙の検査についても「製紙業者は自由販売するを得ず必ず金主の商家へ売らざるを得ず紙の価格□□意的に定むるものにあらず商家随意に価を定め原料代と差引計算するを以て製紙業者は直接の得意先きを有せず製紙の信用如何に就き痛痒を感せず爲めに損紙混合の弊あり由て之か検査を行はされは世の信用を得る能はざるなり」と述べている。
- (注13) 藤田敬三・竹内正巳編『中小企業論』有斐閣、1989、177ページ。
- (注14) 中小企業団体中央会編『中小企業組合制度史』昭和50年、13ページ。
- (注15) この「製紙業信用組合」の結成については『伊作村是(坤)』でも「製紙業者各自随意営業をなしては種々の弊害百出して十分に改良発達の望を達することを得ざるへし故に組合規約を設け同業者を羈束し同一の歩調を以て改良を図れば百事発達することを得へし故に組合は同業者に採りては最も必要の事にて早晚之か実行を見ら□□□□」とその必要性が説かれている。
- (注16) 『日置郡誌』173ページ。および辻正徳『紙漉き調査資料』昭和60年。
- (注17) 『川辺町郷土史』1,005ページ、および吹上町郷土史家辻氏談による。
- なお、『川辺町郷土史』では幕末ごろの移住となっているが、前掲の『三国名勝図会』にはこの地方で紙が漉かれていたという記録はない。『三国名勝図会』が編纂された天保14年以降に伝承されたものか、あるいは本文5ページで述べている名義貸しによるものかとも思われる。
- (注18) 杉村清一著『和紙の旅(4)鹿児島県編—紙漉の里を訪ねて』昭和59年、7ページ。
- (注19) 田中昭臣『有明町の文化財第12集』有明町教育委員会、平成2年、4～5ページ。
- (注20) 『大根占町誌』731～732ページ。
- (注21) 『鹿屋市史(上巻)』474ページ。
- (注22) 田中昭臣『有明町の文化財第12集』、4～5ページ。
- (注23) 『吹上町郷土誌(現代版)』234～235ページ。
- (注24) 日高一雄著『鹿児島藩生手漉和紙総集編』昭和61年、60ページ。
- (注25) 昭和25年を最後に30戸の全てが一挙に廃業してしまったのはなぜだろうか、という疑問が残る。普通ならば、たとえ、最後には消滅してしまうにせよ、その間少なくとも1戸か2戸は残存し、遂に操業停止というのが通常のパターンのように思われるからである。
- (注26) 野村正二著『ふるさとの歴史を訪ねて—手漉き和紙編—』33ページ。
- (注27) 日高一雄著『鹿児島藩生手漉和紙総集編』63ページ。
- (注28) 日高一雄著『同上書』81ページ。
- (注29) 日高一雄著『同上書』63ページ。
- (注30) 下平尾勲著『現代地場産業論』新評論、1985、496～497ページ。
- (注31) 板倉勝高著『地場産業の発達』大明堂、昭和59年、93ページ。
- (注32) 昭和51.3.18「南日本新聞」所載記事より。
- (注33) 辻 正徳『紙漉き調査資料』
- (注34) 辻 正徳『同上』
- (注35) 県立伊作高等女学校編纂『伊作郷土誌』

(1994年1月17日受理)